

うるま市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動 C(短期集中予防サービス)
業務説明資料

1 事業概要

内容	生活機能が低下している者を対象に短期集中的に運動機能向上・認知機能向上プログラムを実施するとともに、セルフマネジメント能力の向上を目的とした「リエイブルメント」に基づく通所型サービス活動Cの業務指針等を市と構築し、関係機関等(居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター)に対して、相互理解と円滑な連携体制を図る。
目的	・生活行為の改善を目的とした効果的な運動機能や認知機能向上プログラムを実施することで、介護予防についての意識及び日常生活の活動を高め、家庭や社会とつながりを保ち、生きがいや自己実現のための取組み、可能な限り自立した生活ができるよう支援する。 ・「リエイブルメント」に基づく通所型サービス活動Cの構築
対象者	概ね65歳以上の事業対象者及び要支援者を対象とし、以下の条件を満たす者とする。 (1) 介護予防ケアマネジメントにより、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者 (2) 外出の機会が少なく閉じこもりがちで運動・認知機能の軽度低下がみられる者 (3) 短期間(3か月から6か月)の集中支援により生活行為の改善が見込まれる者 (4) 生活機能向上の明確な意思があり、サービス終了後は本人にあった社会参加に取り組める者
実施期間	令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日
実施場所	原則、下記の①から②いずれか、若しくは①と②の両施設で実施する。 ①市内の公共施設等 ②市内にあって受託者事業者が運営する通所介護(予防)事業所等の指定サービス事業所及び併設施設等 ※実施場所まで受託者が送迎を実施すること
実施回数	週 4 回 (年間 最大 265 回) ※(月・木クラス)と(火・金クラス)の 2 クラスを編成する
実施時間	1クラスあたり概ね 3 時間程度
定員	1 クラスあたり概ね10 名程度

参加期間	3 ヶ月～6 ヶ月程度(利用申請により、利用者を決定)
利用料	1回につき 200 円
人員配置	① 管理者1名(②③兼務可) ② 運動従事職員2名以上 ③ 運動補助員1名以上 ※事業の実施者は上記②③の3名以上とし、「リエイブルメント」に基づく通所型サービス活動Cの構築は、管理者が担当すること。

2.契約上限金額

本事業は、事業実施1回あたりの単価金額(消費税非課税)とする

(1)事業実施 1 回につき 上限額 61,000 円(消費税非課税)

(2)非課税根拠 消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件(平成27年厚生労働省令告示第231号)に基づく。